

## 府中町三世代同居・近居支援事業助成金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、親、子及び孫の三世代での子育てや介護などの支え合いを促進するとともに、地域コミュニティの活性化を図るため、町外から府中町（以下「町」という。）への転入に要した費用に対し、予算の範囲内で府中町三世代同居・近居支援事業助成金（以下「助成金」という。）を交付することについて、府中町補助金等交付規則（昭和43年規則第13号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子世帯 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるこども（出産予定のこどもを含む。以下「高校生以下のこども」という。）とその親を含む世帯員で構成される世帯をいう。
- (2) 親世帯 子世帯の世帯主又はその配偶者のいずれかの親が属する世帯をいう。
- (3) 近居 町内に所在する住宅に、子世帯と親世帯がそれぞれ居住することをいう。
- (4) 住替え 町外から町内へ転入すること（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条の規定による転入の届出をするものに限る。）をいう。
- (5) 町内会・自治会 町又は字の区域その他の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体をいう。

### (対象者)

第3条 助成金の交付対象となる者（以下「対象者」という。）は、第5条の申請書を提出する時点（以下「申請日」という。）において次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 町外に居住する子世帯又は親世帯の世帯主若しくはその配偶者であること。
- (2) 住替えにより新たに子世帯又は親世帯と同居し、又は近居すること。
- (3) 申請日の属する年度に住替えを行うこと。
- (4) 住替え後の住宅に住替えをした日から起算して5年以上居住すること。
- (5) 住替え後の住所地において町内会・自治会に加入し、会の活動及び運営に積極的に参画する意思があること。

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、対象者としな

- (1) 申請日時点において、現に住民登録している市区町村の税を滞納している者
- (2) 子世帯又は親世帯の世帯員が、府中町暴力団排除条例（平成23年条例第14号）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下この項において「暴力団員等」という。）又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者に該当する者
- (3) 過去に助成金の交付を受けたことのある者（当該対象者の属する世帯、その子世帯

又は親世帯と同一の世帯に属する者が既に助成金の交付を受けている場合を含む。) (助成対象費用と助成額)

第4条 助成金の対象となる費用(以下「助成対象費用」という。)は、対象者が住替えのために要した費用のうち、次に掲げる費用(他の公的制度等による助成を受けた費用を除く。)とする。ただし、申請日の属する年度及びその前年度に支出したものに限る。

- (1) 引越事業者を支払う引越運送費用及びこれに附帯する荷造り等のサービス費用
- (2) 不動産登記のために司法書士、土地家屋調査士等に支払う費用又は自ら登記し法務局に支払う費用
- (3) 住宅の購入又は賃借に要する仲介手数料
- (4) 住宅の賃借に要する礼金

2 助成額は、助成対象費用の合計額の2分の1とする。ただし、助成額は100,000円を上限とし、助成額に100円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

(交付申請)

第5条 対象者であって、助成金の交付を受けようとする者(以下「交付申請者」という。)は、住替え前に府中町三世帯同居・近居支援事業助成金申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 子世帯の世帯全員の住民票の写し
- (2) 親世帯の世帯全員の住民票の写し
- (3) 高校生以下の子どもが出産予定の子どものみである場合は、出産予定であることが分かる書類
- (4) 子世帯と親世帯の親子関係が分かる書類
- (5) 申請世帯の住替え後の住宅の所在地が記載された書類
- (6) 交付申請者が住民登録している市区町村の税を滞納していないことが分かる証明書
- (7) その他町長が必要と認める書類

(交付申請の取下げ)

第6条 交付申請者が、申請書の提出後に当該申請を取り下げるときは、速やかに府中町三世帯同居・近居支援事業助成金申請取下書(様式第2号)を町長に提出しなければならない。

(審査及び交付決定)

第7条 町長は、第5条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、必要があると認めるときは現地調査等を行い、要件に適合していると認めるときは、助成金の交付を決定(以下「交付決定」という。)し、その決定の内容及びこれに付した条件を府中町三世帯同居・近居支援事業助成金決定通知書(様式第3号。以下「決定通知書」という。)により、交付申請者に通知する。

2 町長は、前項の審査の結果、助成金を交付しないことを決定したときは、その旨を府中町三世帯同居・近居支援事業助成金却下通知書(様式第4号。以下「却下通知書」という。)

により、交付申請者に通知する。

(変更)

第8条 決定通知書を受けた者（以下「助成決定者」という。）は、申請書の記載内容に変更（助成対象者の交付決定に影響しない変更を除く。）が生じたときは、速やかに、府中町三世代同居・近居支援事業助成金変更申請書（様式第5号）に、当該変更内容が確認できる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、府中町三世代同居・近居支援事業助成金変更承認書（様式第6号）により、助成金を交付しないことが適当と認めるときは却下通知書により、交付申請者に通知する。

(中止)

第9条 助成決定者は、その後の事情の変更等により第3条に規定する対象者の要件を満たさなくなったときは、速やかに、府中町三世代同居・近居支援事業助成金住替え中止報告書（様式第7号）を町長に提出しなければならない。

2 前項の規定による報告があったときは、当該申請に係る書類は返却しない。

(完了報告及び助成金交付額の決定等)

第10条 助成決定者は、住替えが完了した後、府中町三世代同居・近居支援事業助成金住替え完了報告書兼助成金交付申請書兼請求書（様式第8号。以下「完了報告書」という。）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 申請世帯の世帯全員の住民票の写し

(2) 助成対象費用の領収書の写し及び領収金額の内訳が分かる書類

(3) その他町長が特に必要があると認める書類

2 前項の規定による提出は、住替えが完了した日から起算して90日以内又は申請日が属する年度の末日のいずれか早い日までに行うものとする。

3 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により期限内に提出ができない場合は、申請日が属する年度の末日までに、理由を明示した理由書により、町長に報告するものとする。

4 町長は、第1項の規定による提出を受けたときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、助成金の交付額を確定し、府中町三世代同居・近居支援事業助成金交付決定兼確定通知書（様式第9号）により、助成決定者に通知する。

(助成金の交付)

第11条 町長は、前条第4項に規定する通知をしたときは、当該通知を受けた者に対し、口座振替の方法により、助成金を交付する。

(交付決定等の取消し及び助成金の返還)

第12条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、助成対象者としての決定及び助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 助成決定者が、虚偽その他不正な手段により助成金の交付決定を受けたとき。

(2) 助成決定者が、第10条第2項及び第3項に定める期日までに完了報告書又は理由書を提出しないとき。

2 前項の規定による取消しを受けた者は、既に助成金を受領しているときは、町長が別に定める範囲で、受領した助成金の全部又は一部を返還しなければならない。

3 町長は、第1項の規定による取消しを行ったとき及び前項の規定による助成金の返還を命じるときは、府中町三世代同居・近居支援事業助成金交付決定取消通知書兼返還命令書(様式第10号)又は府中町三世代同居・近居支援事業助成金決定取消通知書(様式第11号)により、当該取消しを受けた者に通知する。

(調査等への協力)

第13条 町長は、助成金の交付を受けた助成決定者の属する世帯及びその子世帯又は親世帯に対し、同居又は近居の検証のためのアンケート調査その他の協力を求めることができる。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

## 附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

## 様式目次

様式番号	名称	規定条文
様式第1号	府中町三世代同居・近居支援事業助成金申請書	第5条
様式第2号	府中町三世代同居・近居支援事業助成金申請取下書	第6条
様式第3号	府中町三世代同居・近居支援事業助成金決定通知書	第7条
様式第4号	府中町三世代同居・近居支援事業助成金却下通知書	第7条
様式第5号	府中町三世代同居・近居支援事業助成金変更申請書	第8条
様式第6号	府中町三世代同居・近居支援事業助成金変更承認書	第8条
様式第7号	府中町三世代同居・近居支援事業助成金住替え中止報告書	第9条
様式第8号	府中町三世代同居・近居支援事業助成金住替え完了報告書 兼助成金交付申請書兼請求書	第10条
様式第9号	府中町三世代同居・近居支援事業助成金交付決定兼確定通知書	第10条
様式第10号	府中町三世代同居・近居支援事業助成金交付決定取消通知書兼返還命令書	第12条
様式第11号	府中町三世代同居・近居支援事業助成金決定取消通知書	第12条